

# 十勝教育研修センター条例施行規則

平成7年4月1日  
教育委員会規則第1号

改正の沿革 平成17年教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、十勝教育研修センター条例（平成7年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 十勝教育研修センター（以下「研修センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、十勝圏複合事務組合教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは午後9時までとすることができる。

(休館日)

第3条 研修センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日まで）

2 研修センターの運営上特別の必要があるときは、教育委員会は前項に規定する休館日に開館することができる。

(臨時休館)

第4条 前条第1項に定めるもののほか、研修センターの管理運営上特別の必要があるとき、又は災害その他急迫の事情があるときは、教育委員会は臨時に休館することができる。

(使用の申請)

第5条 研修センターを使用しようとする者は、使用許可申請書（様式第1号）を、教育委員会に提出しなければならない。

(使用の許可)

第6条 教育委員会は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用の許可をするときは、使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用の不許可)

第7条 教育委員会は、研修センターの使用目的が次の各号の一に該当すると認めたときは、その使用を許可しない。

- (1) 風俗又は公安を害するおそれのあるもの

- (2) 建物及びその備付物件をき損又は滅失するおそれのあるもの
- (3) その他研修センターの管理運営上適当と認め難いもの

(不許可の通知)

第8条 前条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を決定しこれを書面により申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消し等)

第9条 第6条の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当するときは、教育委員会は許可の条件を変更し、又は使用を停止し若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合使用者に損害を及ぼすことがあっても、教育委員会は賠償の責を負わない。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、使用許可を受けた時に使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責に帰すことのできない理由により、使用不能となった場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 条例第5条第2項の規定による使用料の減免は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）及び組合を組織する市町村（市町村の機関を含む。）が主催又は後援する事業に使用する場合 免除
- (2) 北海道及び北海道教育委員会が主催する事業に使用する場合 免除
- (3) 十勝管内の学校教育及び社会教育関係団体が主催する事業に使用する場合 免除
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めた場合 免除

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第13条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設又は場所以外を使用しないこと。
- (2) 使用許可を受けた施設設備以外を使用しないこと。
- (3) 許可なく研修センター内外（敷地内）で物品の配布、販売若しくは飲食物の提供又は

金品の募金、寄付等の行為をしないこと。

(4) 許可なく施設設備に特別な設備をし、又は変更を加えないこと。

(5) その他係員の指示に従うこと。

(6) 前各号のほか、教育委員会が別に定める使用心得を守ること。

(損害賠償)

第14条 故意又は重大な過失により研修センターの施設設備をき損し、又は滅失したときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則 (平成7年4月1日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年11月11日)

この規則は、公布の日から施行する。